

給与支払報告書の提出は平成二十六年一月三十一日(金)までに!

◎ 税務課市民税担当 ☎2148

平成二十五年中に給料・賃金・賞与(アルバイト、パートなどを含む)などを支払った人は、支払金額の多少にかかわらず給与支払報告書を作成し、給与などを支払われた人(受給者)が平成二十六年一月一日現在で居住している市町村に提出してください。

提出期限

平成二十六年一月三十一日(金)
※一月中にできるだけ早めに提出してください。

提出先および方法

受給者が平成二十六年一月一日に居住している市町村に持参または郵送
※給与支払報告書は、個人市民税・県民税の課税の根拠となる重要な書類です。支払金額の多少にかかわらず、すべてを正しく記入して提出してください。

個人住民税の特別徴収の一斉指定

従業員を雇っている事業主(給与支払者)は、特別徴収義務者として従業員(納税義務者)の給与から個人住民税(市民税および県民税)を「特別徴収」(給与天引き)により納める義務があります。

宮城県と県内すべての市町村の取り組みにより、給与支払者を個人住民税の特別徴収義務者として一斉指定しています。

特別徴収とは

毎月給与を支払う際に、事業者が従業員から個人住民税の月割額を天引きし、納入する方法です。
毎年五月中旬に事業主に送付する特別徴収税額の通知書に基づき、六月から翌年五月までの給与から十二回に分けて事業主が天引きします。

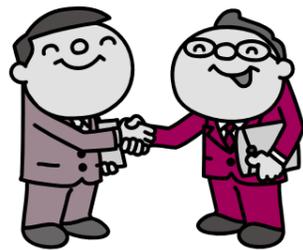
天引きした税額は、翌月十日まで事業主が納入します。

特別徴収の対象となる人

事業主が前年中に給与を支払った人が対象です。ただし、雇用が不定期で特別徴収が困難な場合は、特別徴収としないことができます。

小規模事業者に係る納期の特例

従業員が十人未満である事業所は、大崎市の承認を受けて、納期を年十二回から年二回とすることができます。



県税・市町村税の「宮城」斉滞納整理強化月間

◎ 納税課滞納整理担当 ☎5148

宮城県と県内の市町村は、十一月から十二月までの二カ月間、電話による催告や勤務先・取引先への財産調査、滞納処分執行(差し押さえ・搜索・自動車のタイヤロック)など、県税・市町村税の徴収対策を強化します。

どうして税金を納めるの

税金は私たちが安心して健康な暮らしをするために、重要な役割を持っています。福祉や保険といった社会保障、教育、ごみ処理、上下水道、道路整備など、さまざまな事業を進める上で、非常に大切な財源となっています。

滞納が続くとどうなるの

納期限まで納付しない場合は、本来納める税金のほかに延滞金などが加算されます。延滞金は日ごとに加算されるため、納期限を過ぎた税金がある場合には、速やかに納付しましょう。滞納が続く場合は、法律の定めにより「滞納処分」を受け、強制的に税金を徴収されることとなります。

納付が困難な時は早めに相談を

次のような事情により、一括で税金を納付することが困難な場合は、納税を猶予することができます。
①病气やけがで働けなくなった
②事業を廃止した、休止した
③災害や盗難で被害を受けた
※やむを得ない事情で納期ごとの納入が困難な場合は、早めに相談してください。

十一月は児童虐待防止月間です

◎ 子育て支援課子ども家庭相談係 ☎6048

十一月は、児童虐待防止推進月間です。児童虐待の防止等に関する法律では、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、速やかに、市町村、都道府県の設置する福祉事務所もしくは児童相談所などに「通告」しなければなりません。

「児童虐待かもしれない」と思ったなら、迷わず連絡してください。「通告する」ことが国民の義務です。

児童虐待を疑う現場に遭遇したら「もし間違っていたらどうしよう、本当に連絡していいのだろうか」と悩むことがあると思います。早期に家庭の状況を把握し対応することで幼い命を守るができます。虐待ではなかったとしても、通告した人に責任はありません。

- 児童虐待の回避のために「しつけのつもり」は言い訳です。子どもの立場で考えましょう
- ②一人で抱え込まず、専門機関に相談しましょう
- ③児童の虐待は特別なことではなく「身近な地域で起こるかもしれない」と考えましょう
- 【怒鳴らない子育ての講座】
 - 日時 十二月十三日(金)・二十日(金)・二十五日(水)
 - 時間 十三時三十分〜十六時三十分
 - 場所 市役所本庁舎北会議室
 - 対象 三〜十歳の子どもの保護者で子育てに悩んでいる人
 - 定員 十五人程度
 - 申込 十一月二十九日(金)まで電話で申し込み

住民基本台帳カード(住基カード)申請受付巡回サービス

◎ 市民課住民記録係 ☎6079

住基カード申請受付の巡回サービスを行います。受付には、二週間程度かかります。

- 時間 十八時〜二十時
- 対象 初めて取得する人

【住基カード巡回受付の日程】

期日	場所	期日	場所
11月11日(月)	志田地区公民館	11月18日(月)	敷玉地区公民館
11月12日(火)	西古川地区公民館	11月19日(火)	高倉地区公民館
11月13日(水)	東大崎地区公民館	11月20日(水)	清滝地区公民館
11月14日(木)	長岡地区公民館	11月21日(木)	宮沢地区公民館
11月15日(金)	富永地区公民館	11月22日(金)	川渡地区公民館

持参するもの

- ①本人および代理人の確認書類 (1)を二種類または(1)と(2)を一種類ずつ
- (1)官公署発行の写真付本人確認書類(運転免許証、パスポートなど)
- (2)その他の本人確認書類(健康保険証、年金手帳など)

※(1)がない場合や代理人申請(委任状が必要)の場合は、照会書を送付します。

- ②印鑑
- ③印鑑登録証(印鑑登録をしている人)

手数料

無料
【住基カードのコンビニ交付利用申請と交換】

コンビニエンスストアや自動交付機で住民票の写しなどの交付を受ける場合は、コンビニ交付利用申請の手続きが必要です。平成二十一年四月以前に

取得した住基カードには、偽造防止用のマークや個人を特定するQRコードがありません。希望する人には無料で交換します。
【コンビニ交付サービスの利用拡大】
全国のセブンイレブン、ローソン、サークルKサンクスで利用できます。十二月十九日(木)からは、ファミリーマートでも利用できるようになります。

【コンビニ交付サービスの一時利用停止】
コンビニエンスストアにある多機能端末機のシステム調整のため、住民票の写しなどの発行を停止します。

■日時 十一月六日(水) 十三時〜十四時
■場所 全国のセブンイレブン、ローソン、サークルKサンクス